

質 疑

D P C対象病院の退出に係る報告について

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。はい、太田委員、お願ひいたします。

○太田圭洋委員（日本医療法人協会副会長）

ありがとうございます。私も5月15日の「D P C合併・退出等審査会」に出席させていただきまして、この案件、審議させていただきました。

そこで事務局にその場でもお願ひしたことありますが、今回の改定、2024年改定では、やはりかなり多くの病院が既存のD P Cの制度から離脱をするということが予想されております。

いわゆる「データ数90」の問題ですとか、地域包括医療病棟という新しい入院料を新設したということに関係するわけでございます。

今までD P C制度に参入している病院は、あまり、この退出のルールというものに関して、しっかりと認識をしてございません。

今回、参考資料のほうで、一応、退出の手続きというものを示していただいてございます。

審査に関して、今回は厚生労働省保険局医療課が審査・決定の主体になるということで整理されるわけですけれども、その後、4カ月後の初日にD P C制度から退出するというルールになってございます。

中医協 総－5参考
6 . 6 . 1 2

令和6年3月27日保医発第0327第12号
「DPC制度への参加等の手続きについて」(抜粋)

第1 4 DPC制度からの退出について

(略)

(2) 退出の手続き

①、② (略)

③ 特別な理由により緊急に退出する必要がある場合

特別な理由により、①及び②の手続によらず緊急にDPC制度から退出する必要がある病院（特定機能病院を除く。）は、別紙10「DPC制度からの退出に係る申請書（特別な理由がある場合）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

当該申請書が提出された場合は、退出の可否について厚生労働省保険局医療課において審査及び決定することとし、必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。退出が認められた場合には、認められた月の4か月後の初日にDPC制度から退出するものとする（退出が認められた月の翌々月の初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。）。

なお、審査後の決定内容は当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1回に限り別紙11に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、退出の可否を決定するものとする。

また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

(特別な理由の例)

○ DPC調査に適切に参加できなくなった場合

④ (略)

(3) (略)

(4) 退出した病院のDPC調査への参加について

①～③ (略)

④ 特別な理由により緊急に退出する必要がある場合

特別な理由により緊急に退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。

1

DPC制度から退出して、同じく急性期一般入院料の出来高点数を算定する場合はいいんですが、

今回、新設された地域包括医療病棟など特定入院料を算定する場合には、その算定に必要な施設基準を満たすなどの、さまざまな数字上の準備というものを病院側はしなければなりません。3ヶ月ですとか6ヶ月の実績というものを求められるわけでございます。

ですので、DPCから退出して新たな体制に移行したいという病院が、いつ申請をすれば、いつごろ、これが認められて、新たな入院料に移行できるのかというものはぜひ、わかりやすく医療機関側に周知をいただきたいというふうに思っております。

そうでないと、かなり今回の改定に伴ってのDPC制度からの退出では、現場が混乱する可能性がございます。

ぜひとも、それについては先日の審査会でも要望を出させていただきましたけれども、よろしく事務的にご対応をお願いいたします。以上でございます。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

はい、ありがとうございました。はい、佐保委員、お願ひいたします。

○佐保昌一委員（日本労働組合総連合会総合政策推進局長）

はい、ありがとうございます。報告されている2つの病院の退出理由がどちらも「地域包括医療病棟への病棟再編」ということで、2024年度の診療報酬改定の影響が早速、出てきているように思いますので、

引き続き、病床機能の再編がどうなるのか、動向を注視してまいりたいというふうに思っております。私からは以上です。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

はい、ありがとうございました。ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ほかに、ご質問等はないようですので本件に係る質疑はこのあたりとしたいと思います。